

第6回賀川豊彦シンポジウム 賀川豊彦から考える コロナ禍と私たちの生活世界



日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

専務理事 田嶋康利

■「今、賀川が生きていれば、労働者協同組合の活動をしていたと思います」（2009年頃、賀川豊彦記念松沢資料館を訪ねて、加山久夫館長（明治学院大学名誉教授）より）

■賀川豊彦「復刻版『協同組合の理論と実際』」（初版1946年、日本生活協同組合連合会出版部、2012年）。
「生産を、生産のために生産すると言う盲目的の生産から一転して、**需要に対して生産者の活動**が開始される時に、人間生命の幸福と完成のために、必然的に功利的一面と共に、芸術的精神をもってこれを生産するならばそこに**生産の芸術化**があり、生産品に美と味わいを加えることになる」。

「労働を愛し、労働者を尊敬する社会には労働者の品性教養は向上し、生産は芸術化し、消費の文化意義は、ますます増大する。賃金のために働くのではなくして、**労働することが歓喜（よろこ）び**であるということ、経済生活の中へ取り入れるには**協同組合の形態をもって労働する人々を解放する**ほかに道はないのである。従って生産そのものに対する喜悦が生ずるのである」。

→ **労働者協同組合（ワーカーズコープ）の可能性**

「労働を愛し、生産に喜びを感じつつ従事し、そのことが芸術的想像力の活動となり、かつ文化的意義をもたらし、真理の目的性を結果するという経済生活こそ生きがいのある最善の生活というべきである」。

「利潤があった場合、これを組合の利益にのみ使わずに、ぜひ、社会公共のために捧げるようにありたいものである」（賀川豊彦）。

→労働者協同組合法の剰余金処分のあり方

法では、「剰余金がある場合は、準備金の積み立てなどを義務付け、定款に定める。定款で定める額に達するまで当該事業年度の剰余金の1/10以上を準備金として、1/20以上を就労創出等積立金として積み立て、**1/20以上を教育繰越金**として次年度に繰越す。剰余金の配当は従事分量によることとされている」。

■労働者協同組合・協同労働とは

◎労働者協同組合（ワーカーズコープ）—「企業や会社に雇われて働くのではなく、働く人や市民が協同で出資し合い、主体的に経営に参加して、生活と地域に応える仕事を協同でおこなう協同労働の協同組合」。

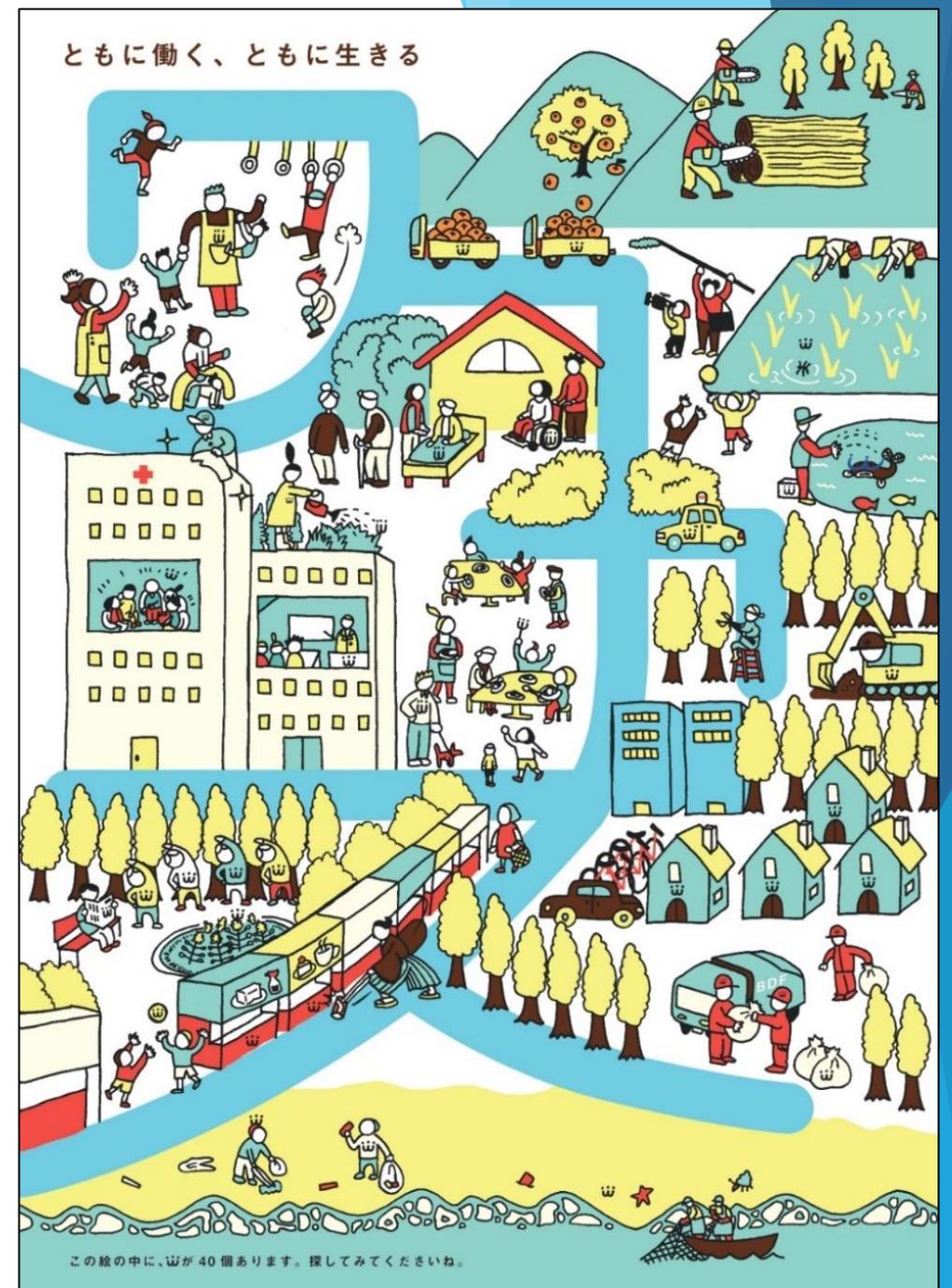
◎協同労働—「市民が協同・連帯して、人と地域に必要な仕事をおこし、よい仕事をし、地域社会の主体者になる働き方」。



私たち労働者協同組合は、この**協同労働**という働き方に到達するまでに、戦後の失業対策事業の後処理的な仕事—前史的な取り組みを含めて、40年余にわたって試行錯誤と格闘を重ねてきた。

現在、便宜的に企業組合法人、NPO法人などを活用して事業活動を行っている。

40年余にわたる私たちの歴史と実践を踏まえて、法がつくられ、法の目的にそれらが反映されることになった。



■昨年12月4日、全会派一致で労働者協同組合法成立

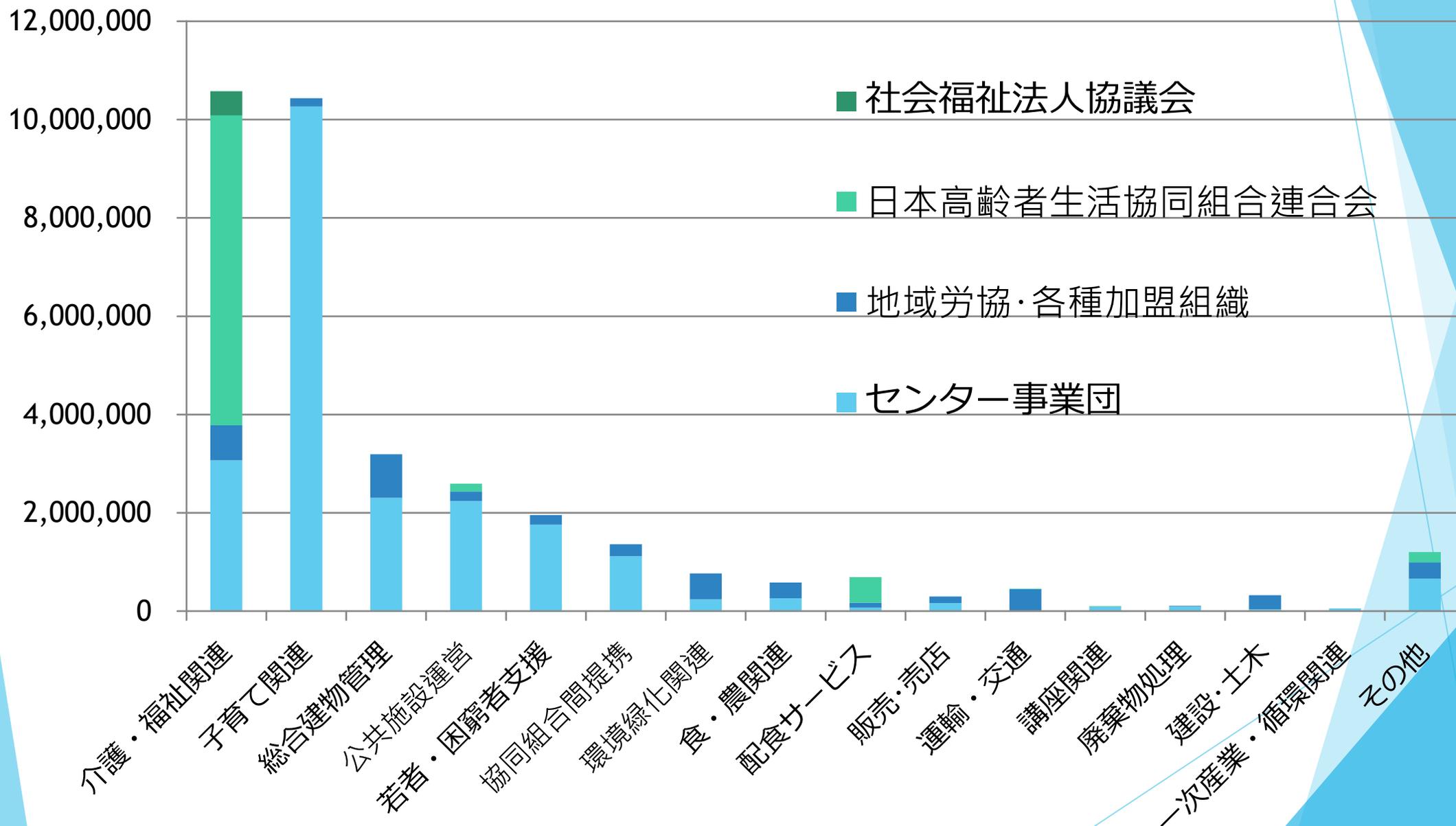
私たちが20年以上にわたって要請してきた「労働者協同組合法」が、与野党の全会派の合意・賛同により超党派の議員立法として昨年6月12日に衆議院に提出され、国会での質疑を経て、12月4日の参議院本会議で可決・成立した。



法案は、超党派の国会議員の提出者15人、賛同者53人が名を連ね、「一日も早い成立をとという思いもあるが、大部の組織法でもあり、次期国会において厚生労働委員会での審議を行い、議事録にしっかり残し、広く活用されるようにした上で、成立を期す」ことを確認して提案された。

10月26日に開催された臨時国会で、衆・参厚生労働委員会での質疑を踏まえ、12月4日の参議院本会議で全会一致で可決、成立。12月11日に官報に交付、2年以内に施行されることになった。

■ 日本労協連の事業規模 2019年度 350億円



■ワーカーズコープが大切にしている価値

協同労働による「よい仕事」を通して人間的に成長
発達する－40年にわたる格闘の歴史

(1) 先人たちの思いと伝統を引き継ぐ

…「失業と貧乏をなくし、戦争に反対する」

(2) 協同組合として大切にしている価値を大切に・
人間観

①人間の主体性への信頼、当事者性の尊重。

②協同の価値－多様性、ちがいを認め合い協同する。

③コミュニティへの関与、未来への責任

自分たちだけの利益ではない～社会変革、社会連帯
の思想を大切に、地域、社会の必要に応え、仕事をお
こす。

■ 「協同労働」で働く人々と組織（国内）

① 日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

失業当事者の就労創出の運動から出発（40年の歴史、1万6千人が就労、350億円）。

② ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン（WNJ）

生活クラブ生協などの生協運動から女性たちの社会貢献の事業として出発（全国に332団体、134億円）。

③ 障害のある人びとの就労創出に取り組む団体

NPO法人共同連（わけない、切らない、共に働くを掲げ社会的協同組合をめざしている）、浦河べてるの家（北海道浦河町にある当事者団体、当事者研究を実施）など。



④農村女性起業（農村女性ワーカーズ）

農産物の加工、直売所、レストラン等（個人・団体で9,497起業（個人5,178、団体4,319、うち法人が1,554、2016年度農水省調べ））。

⑤住民出資による「協同売店」の起業

市町村合併に伴うJA店舗の撤退した跡地に、地域住民が出資して起業（西日本・九州に多い）。ガソリンスタンドや食材、日用品などを販売。当番制を用いて運営をしているところも。

※実態として、およそ10万人の就労、40年の歴史1,000億の事業規模があると言われている。協同労働を法制化する社会的根拠となっている。



■世界における労働者協同組合で働く人々

世界では1,115万人が労働者協同組合（社会的協同組合なども含む）に参加し、その活動は多岐にわたる。

欧州の労働者協同組合グループのデータによれば、欧州15カ国で130万人の労働者を雇用する、5万の企業が存在。工業・手工業、サービス業、建設、社会サービス、文化教育などの領域。

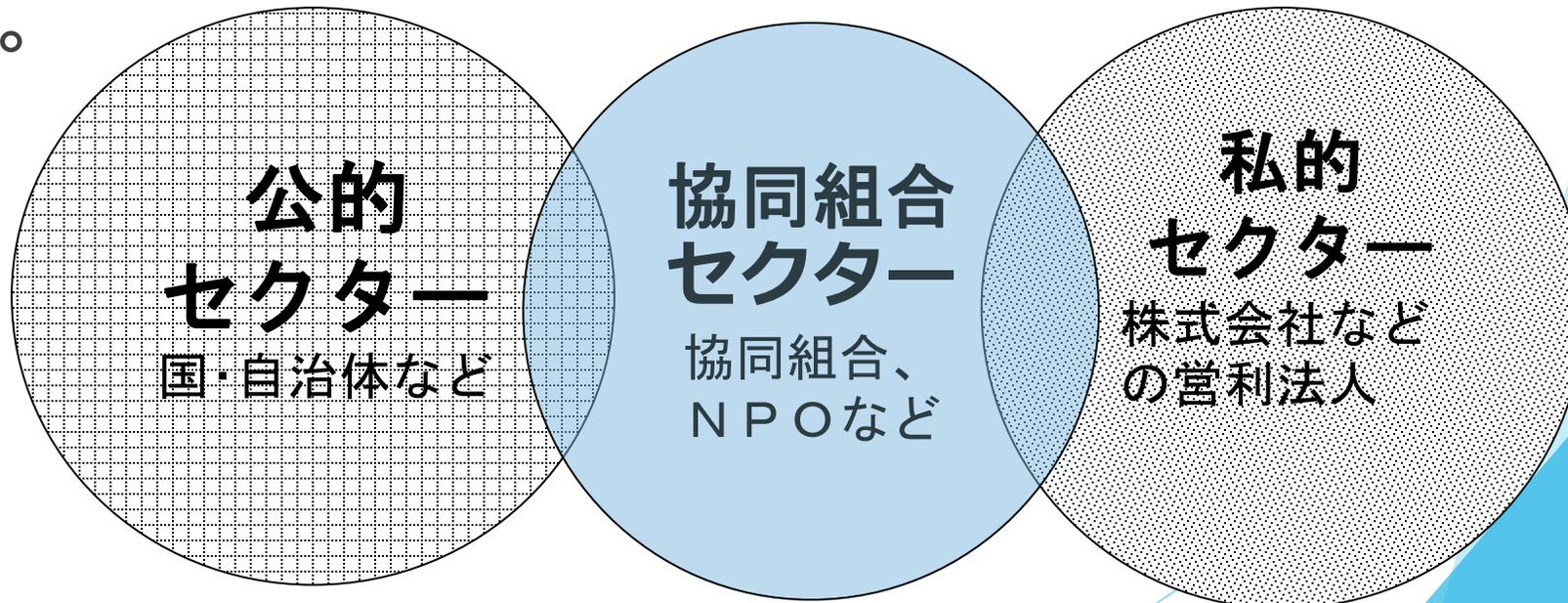
韓国では、2012年協同組合基本法により、2018年度までに新たに1万の協同組合が設立され、2万9861人の雇用を創出。そのうち4%が労働者協同組合。



1996年に精神病院の跡地に、市民と患者、通っている人たちが立ち上げた社会的協同組合「オリンダ」（ローマ郊外）。入口の門に「近くに寄ったらみんな普通ではない」とのスローガン。食堂、バー、宿泊所、農場、劇場などを運営している。

■協同組合とは何か

「協同組合とは、人々の自治的な協同組織であり、人々が共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを実現するために自主的に手をつなぎ、事業体を共同で所有し、民主的な管理運営を行うものである」（国際的に定められた定義、国際協同組合同盟：ICA）。



■内外の協同組合

国際協同組合同盟（ICA）には、109か国から312の協同組合が加盟（2018年10月時点）。組合員の総数は約12億人、年間事業規模250兆円（トップ300の協同組合の合計）。2012年に国連が定めた国際協同組合年に、2016年にはユネスコの無形文化遺産に登録（ドイツ政府申請）。

イギリスでは、株式会社の法制化（1856年）の5年前に協同組合が法制化。

近代的協同組合の発祥。「組合員の社会的・知的向上」「一人一票による民主的な運営」「取引高に応じた剰余金の分配」などを掲げ1844年12月にイギリスのランシャーに最初の労働者の生協の店舗が開設された。



ロッチデール先駆者協同組合の最初の店舗

日本には、農協や生協、漁協、労働金庫、こくみん共済
コープ、信用組合、森林組合、労働者協同組合などの協同組
合が存在し、約6,500万人の組合員。業種は農林水産業・購
買・金融・共済・就労創出・福祉・医療・旅行・住宅など多
岐にわたり、総事業高は16兆円。

2018年4月に、日本の協同組合が一堂に集まり、持続可能
な地域と仕事を協同の力でつくることを目的に「日本協同組
合連携機構」(JCA)を結成。



■ 協同組合と株式会社の基本理念・運営方法の違い

	協同組合	株式会社
1. 目的	組合員として自らの事業を利用する（非営利） 事業の利用による生活の安定、生活文化の向上	株主が利潤の配当や株の値上がりを期待 （営利）
2. 誰のものか（所有）	組合員は自然人が基本 （人の結合体）	株主は自然人に限定されず、法人も可 （資本の結合体）
3. 誰によって（運営と利用）	出資者・利用者・運営者が一体的で、組合員が担う 日常の組合員参加による運営 一人一票の議決権	出資者・利用者・運営者が一致しない 出資と経営部門が分離し、株主は日常運営に通常参加しない 株数に応じた議決権
4. 財務面の特色	出資配当に制限がある 剰余金の利用高配当を行う場合がある	利潤の配当には制限がない 利用者に対する配当は特にない

出典：日本協同組合連携機構編「新協同組合とは-そのあゆみとしくみ」

■ 「労働者協同組合」 法制化への取り組み

- ◎ 全国で協同労働が活動している事実を背景に、地方議会の早期制定を求める意見書決議（940自治体超）。
- ◎ 協同組合（JCA）や労働者福祉中央協議会の賛同と支援。
- ◎ 超党派「協同組合振興研究議員連盟」や「与党法制化に関するワーキングチーム」の国会議員、厚生労働省など官僚の皆さんが、事業所・現場を視察いただき、組合員の声と姿に直接触れ、仲間の職場で主体的に働く姿が困難を抱える当事者や地域住民を突き動かしているという実践に感動し、法制化の必要を強く確信していただいたこと。
- ◎ 衆議院法制局第5部部長（当時）の「あらゆる批判に応えられる水準の法制度設計にする」という決意。

■ 法案作成あたって、私たちが最もこだわった点

(1) 私たちが20年以上にわたって働きかけてきた「協同労働の協同組合法」の考え方、また40年の実践の中で確立してきた労働者協同組合の理念・原則が法案の中に反映されていること。

(2) 労働者協同組合で働く人は協同組合の組合員であり、組合員は組合との間で労働契約を結んで（労働法が適用されて）働く労働者である—この関係の整理がなされること。組合員は原則として組合の事業に従事し、働く者は原則として組合員であるということ。

(3) 設立手続きは準則主義（届け出制）とすること。

(4) 企業組合法人、特定非営利活動法人からの移行措置の規定を設けること。

私たちは現在、労働者協同組合にふさわしい法律がない中で、以下の法律を便宜的に活用している。

◎ **企業組合法人**：営利事業を行う法人として扱われ、株式会社への発展を前提として設計されている。「就労しない組合員」(2/3)「組合員でない就労者」(1/2)が認められ、「働く者の協同決定」がなされない（中小企業等協同組合法）。

◎ **特定非営利活動法人（NPO法人）**：非営利の「ボランティア活動」を行うものであり、事業組織として設計されていない。寄付が主な財源であり、組合員の主権（出資）による協同決定と、財政基盤の確立を図る協同組合とは異なり、剰余の目的別積み立てが認められない。連合会が設立できない（特定非営利活動促進法）。

労働者協同組合法案について

生活との調和を保ちつつ、意欲・能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等



法案第一条
「目的」を
図式化

法整備

労働者協同組合



組合員が**出資**し、それぞれの**意見を反映**して組合の事業が行われ、**組合員自らが事業に従事**することを《基本原理》とする組織



組合を通じて

多様な就労の機会の創出

地域における多様な需要に応じた事業の実施

【事業の具体例】

- ▶ 介護・福祉関連
(訪問介護等)
- ▶ 子育て関連
(学童保育等)
- ▶ 地域づくり関連
(農産物加工品直売所等の拠点整備、総合建物管理等)
- ▶ 若者・困窮者支援
(自立支援等)

そして

持続可能で活力ある地域社会の実現

1 法制化の必要性

- 持続可能で活力ある地域社会を実現するため、
出資・意見反映・労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利の法人を、簡便に設立できる制度が求められている。
- 現行法上、このような性質を備えた法人形態は存在しないため、新たな法人形態を法制化する必要がある。

	企業組合	NPO法人	労働者協同組合
出資	○	×	○
設立	認可主義	認証主義	準則主義

2 労働者協同組合法のポイント

- 組合の基本原理に基づき、組合員は、加入に際し出資をし、組合の事業に従事する者とする。
- 出資配当は認めない（非営利性）。剰余金の配当は、従事分量による。
- 組合は、組合員と労働契約を締結する（組合による労働法規の遵守）。
- その他、定款、役員等（理事、監事・組合員監査会）、総会、行政庁による監督、企業組合又はNPO法人からの組織変更、検討条項（施行後5年）等に関する規定を置く。

■ 「労働者協同労働法」の目的

◎法の目的（第1条）「この法律は、各人が**生活との調和**を保ちつつその**意欲及び能力**に応じて**就労する機会**が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、**組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理**とする組織に関し、**設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出**することを促進するとともに、当該組織を通じて**地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とすること**」

①ワークライフバランスとディーセントワーク（働きがいある人間らしい仕事）

②出資・意見反映・事業従事の3原則が組織の基本原則

③目的は、多様な就労創出と持続可能な地域づくり

■法の目的の解説

①「生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ」

◎「生活との調和」とは「ワークライフバランス」のこと。
「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」（内閣府）。

◎「意欲及び能力に応じて就労する」とは「ディーセントワーク」（働きがいのある人間らしい仕事）のこと。

国連ILO（国際労働機関）が1999年の第87回ILO総会のファン・ソマビア事務局長の報告において用いられた言葉。

「仕事があることが基本だが、その仕事は、権利、社会保障、社会対話が確保されていて、自由と平等が保障され、働く人々の生活が安定する、すなわち、人間としての尊厳を保てる生産的な仕事のこと」（ILO駐日事務所）。

「こころよく我にはたらく仕事あれ それをし遂げて死なむと思ふ」（石川啄木「一握の砂」1910年）。

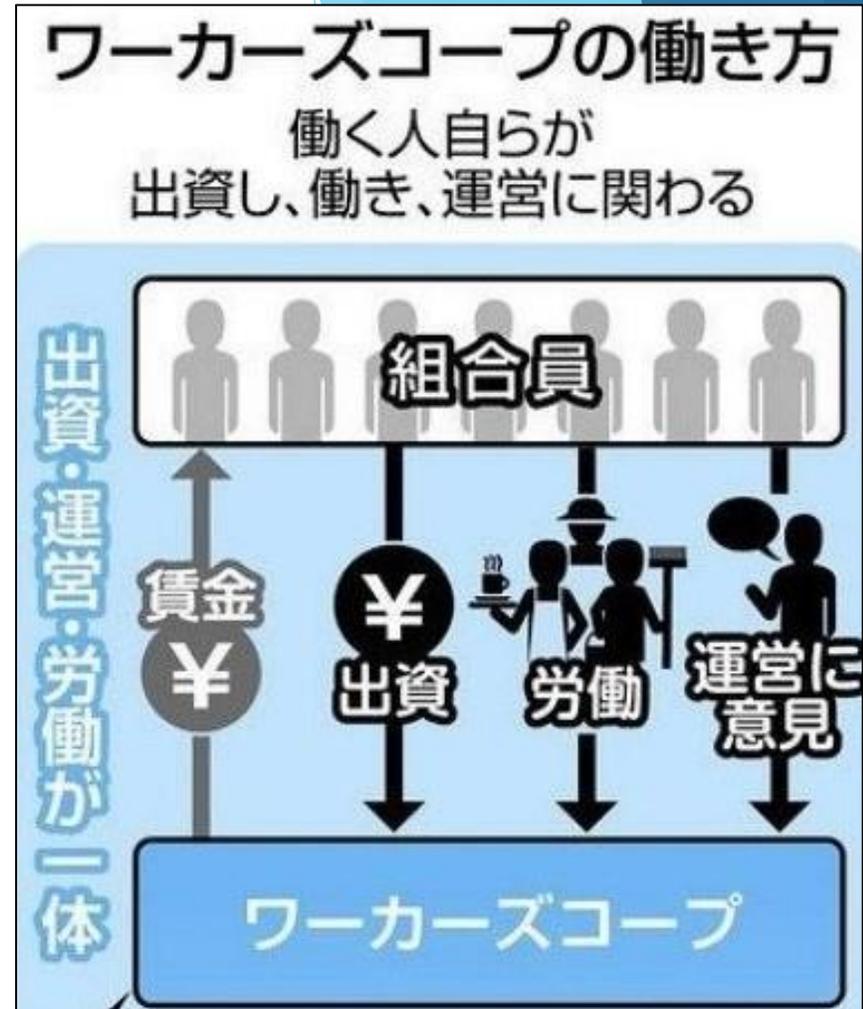
②「組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織」

「労働者協同組合が、他の協同組合やNPO法人と本質的に異なる点は、①出資原則、②意見反映原則、③事業従事原則の3つの原則に従うという点にある」（衆議院法制局）。

◎ **出資原則** – 出資をすることで組合員となる。事業の元手となる資本を組合員自らが拠出することにより、他からの支配を受けず自立した経営基盤の基礎をつくる。一人一票の議決権の基礎。

◎ **意見反映原則** – 組合員がそれぞれの意見を職場で出しあって、話し合いを進め、意思決定に参加すること。雇われて働くのではなく、組合員自らが経営に主体的に参加する原則。自治と民主主義の基礎。

◎ **事業従事原則** – 協同して働く：組合員はよい仕事をめざして、組合の事業に従事する。協同労働で働く基礎。



③ 「**多様な就労の機会を創出**することを促進するとともに、当該組織を通じて**地域における多様な需要に応じた事業**が行われることを促進し、もって**持続可能で活力ある地域社会**の実現に資することを目的とする」

◎ **多様な就労の機会の創出** – 多様な能力を持った人々、また社会的困難にある人々など多様な人々が、働く時間や環境なども一人ひとり考慮しながら、持てる力（潜在力）を、最大限発揮して働くことで、人間的な成長・発達をめざす。

◎ **地域における多様な需要に応じた事業** – 生活と地域を焦点に、人々の願いや思い、課題や困難などを共に解決していこうとする人々と共に、仕事をつくり、よい仕事に高めていくことをめざす。

◎ **持続可能で活力ある地域社会の実現** – 市民が地域づくりの活力ある主体者となって、自らの手で持続可能な地域社会をつくるということ。

コロナ禍で露呈された気候危機や社会的孤立・貧困、過疎化した地域、地域経済の疲弊などの問題解決を、市民が主体となって、協同労働を通して実現する。

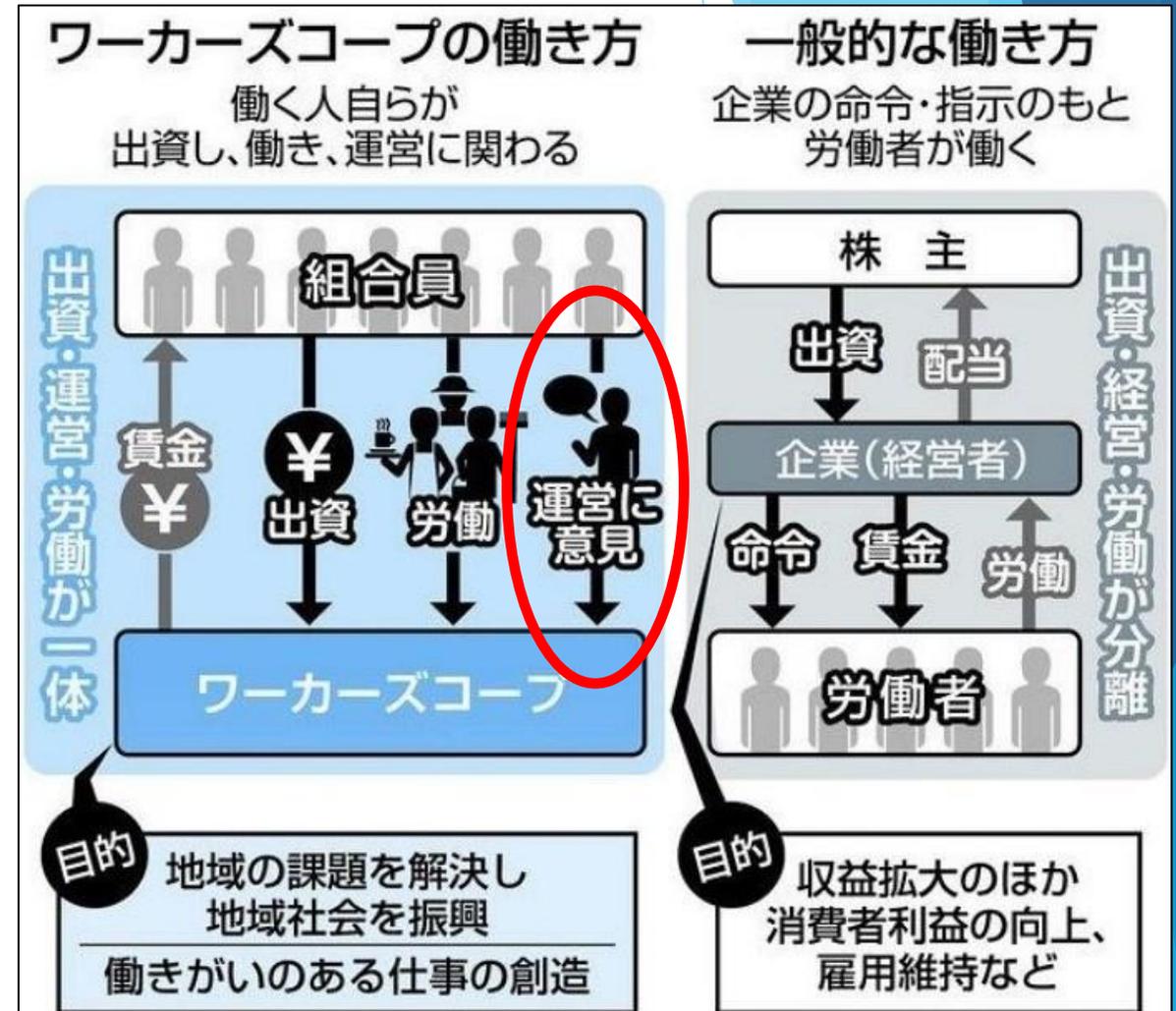
また、地域の伝統や文化、自然と共生・循環する生活の営みを、次世代につないでいく地域社会づくりを進める。

その中心は、市民主体により、F（食）E（エネルギー）C（ケア）の自給圏のコミュニティを各地につくることにあると考えている。

■意見反映原則とは？ 組合員による経営参加

「組合員による出資、労働（、経営者としてではないが、**共益権の行使を通じての経営参加**）が一体となった協同組合組織」を仕組みとして規定した原則。

意見反映原則は、**組合員の意見を事業運営に反映させる**ことを定款に記載し、「理事は、総会に組合員の意見を反映させる方策の実施の状況とその結果、就業規則の作成、労使協定の締結などの内容を総会に報告すること」（条文）。



東京新聞2020年10月11日

■ 「労働者協同労働法」のポイント①

- ①出資・意見反映・事業従事（労働）の3つの原則を基本原理とする協同組合（他の協同組合やNPO法人などと本質的に異なる点）。
- ②組合の事業に従事する者は、組合と労働契約を締結する（労働法の適用）。
- ③法人の設立手続きは準則主義（公証人役場に届出で成立）。
- ④事業には業種と地域が制限はない（ただし、労働者派遣事業、その他組合の目的に照らして適当でないものとして政令で定まる事業はできない）。総会での議決により事業計画を定める。

■ 「労働者協同労働法」のポイント②

⑤ 「組合は営利を目的として事業を行ってはならない」とされている。協同組合としては、当然利益を上げる活動を進めていくが、事業剰余の配分として、以下の法定積立金・繰越金などを義務付けている。

◎ 剰余金は、以下の割合— 「法定準備金」 1/10以上、「就労創出積立金」 1/20以上を積み立て、「教育繰越金」 1/20以上を次年度に繰越す。

◎ 従事分量分配は、⑤の積立後に分配することができる。ただし「非営利性をより明確にするために出資配当を行うことはできない」（法制局）とされた（しかし、出資配当の有無が営利・非営利の基準ではない）。

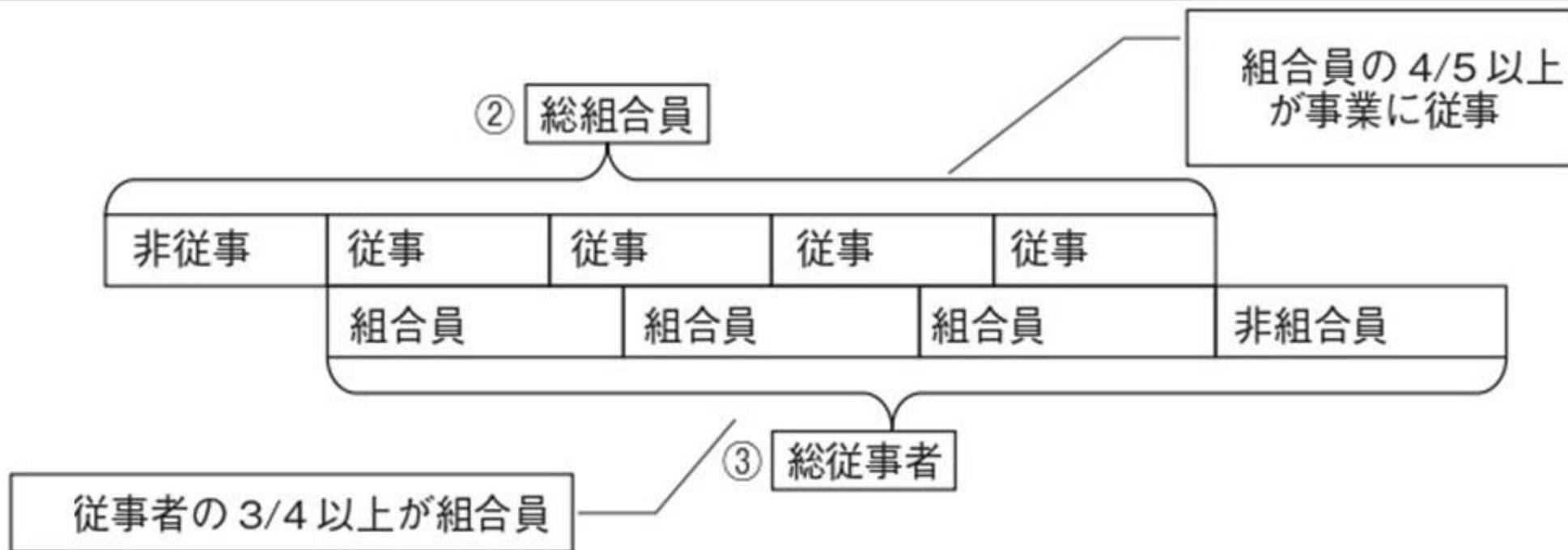
■ 「労働者協同労働法案」のポイント③

- ⑦連合会に法人格が付与される（2以上の単協、または連合会で構成）。
- ⑧所轄官庁は単位協同組合は都道府県知事、連合会は厚生労働省。
- ⑨法律の施行は、法の交付後2年以内（2022年12月までに施行）。
- ⑩企業組合法人、NPO法人からの移行措置が規定され、法施行後3年以内とされた。

■ 「労働者協同労働法案」のポイント④

⑪ 組合の設立人数

総組合員の4/5以上は組合の行う事業に従事し、
組合の行う事業に従事する3/4以上は組合員でなければならない。



■ 「労働者協同労働法案」のポイント⑤

⑫役員

組合は役員として理事及び監事を置き、理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上（代表理事を除いて、労働者組合員は理事を兼務できる）。

労働契約を締結する組合員が議決権を有する総組合員の過半数を保有することを義務付け。

⑬設立の最少人数は、3人の組合員（代表理事、理事兼労働者、理事兼労働者）と非組合員の監事で構成されます。

■田村憲久衆議院議員「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム」座長、現厚生労働大臣)

「労働者協同組合法により、社会がどう変わるか楽しみです。その効力はワーカーズコープの皆さんのところにとどまらず、いろんなところ、いろんな人たちが、こういう形態で働き出す、事業を始める。企業でも、働いている人たちの意識が変わる。みんなで話し合い、一人ひとりの意見を大切にし、地域を大事にしようとする流れが始まると思います。この法律が社会に広がっていくことによって、社会がどう変わっていくか。とても楽しみです」。



■ 梶屋敬悟衆議院議員 「ワーカーズ議員連盟を作りたい」

地域に生きがい 高齢福祉も自ら



【各党に聞く】

担った公明党の梶屋敬悟衆議院議員に聞いた。

(聞き手・坂田奈央)

「労働者協同組合はなぜ必要か。」

組合員が自ら出資し、運営も担う新たな働き方「協同労働」を法制化する「労働者協同組合法案」が、今国会で全会派が賛成し成立する見通しだ。法制化に尽力した各党派の国会議員に、法案の意義や今後の期待を語ってもらおう。初回は、法制化ワーキングチーム(WT)の座長代理として、とりまとめ役を

「若いも若きも皆、地域で生きがいを持って活躍しやすくなる。すでにNPO法人や企業組合などが地域で活躍しているが、地域にもっといろんな仕組み、ピークル(乗り物)があった方がいい。今後はさらに高齢者数が増え、支える現役世代が減っていく。(第二次ベビーブーム世代が六十五歳以上となる)二〇四〇年の地域福祉を考えたときに、すべて公共が担うのでは

公明・梶屋敬悟議員



ますや・けい 1951年、山口県生まれ。山口県庁を経て、93年衆院選(旧山口2区)で初当選し、現在8期目。衆院比例代表中国ブロック。公明党中央幹事会会長代理。

なく、自分たちが地域課題に思いをはせ、自ら出資し、事業を起し、地域で働こうという「協同労働」の動きがいっぱい出てくるのではないか。こういう組織のあり方はとても大事で、法制化が必要だ」

「全党・全会派が一致。とりまとめに尽力した。」

「超党派議連と並行し、一七年に自公政権の政策責任者会議の下にWTを置いた。WTの会合は十数回を重ね、民間団体とも何度も議論し、ここまでこぎつけた。さまざまな意見があったが「一億総活躍社会」や「地方創生」が言われる時代に、必

要性が大きいという共通の認識があった」

「今後の展望は。」

「議員立法として国会できちんと審議し、必ず成立させたい。法施行までの二年間は、地域社会で市民権を得られるよう、制度を定着させる取り組みを行う。NPO法人や企業組合から労働者協同組合に変更した組織が、従来担っていた指定管理者制度の対象から外されることであってはいけない。自治体等に理解を求めたい。成立後は超党派で「ワーカーズ議員連盟」を作りたいと思っている」

(随時掲載します)



協同労働 企業などに雇われて働く雇用労働ではなく、働く人が出資して自らやりがいのある仕事を創り、運営も話し合いで決める働き方。多様な就労機会を創出し、介護、子育て、街づくりなど地域の需要に応じて事業が立ち上がる効果が期待される。「日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会」や「ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン」が法制化に尽力してきた。労働者協同組合法案は「出資・労働・運営」の三原則を基本原理とする「労働者協同組合」について規定。

協同労働(ワーカーズ)推進議員連盟(仮称)立ち上げに見向けて取り組まれている。

新しい働き方「協同労働」

働く人が出資し、経営にも携わる仕組み「協同労働」に法人格を与える法律が昨年12月4日、超党派の議員立法で成立しました。人口減少、少子高齢化が進む中、この仕組みを通して、地域で支え合う働き方の広がりが期待されます。公明党は20年前に坂口力厚生労働

相（現在、党特別顧問）が国会各弁で制度化に前向きな姿勢を示して以来、一貫して合意形成に尽力してきました。欧州では100年以上の歴史があり、日本にはまだなじみの薄い「協同労働」。そのポイントを紹介します。（イラスト・福山英治）

協同労働とは？ 魅力

自ら出資、全員で経営、対等な立場で働く

- 地域に必要な仕事を自分たちで生み出せる
- やりがいのある、主体的な働き方ができる

成立した「労働者協同組合法」のポイント

- 目的** 多様な就業機会の創出と地域ニーズに応じた事業の実施を通して、持続可能で活力ある地域社会を実現すること
- 対等性** 議決権は出資額にかかわらず1人1票
- 非営利性** 営利を目的に事業を行ってはならない
- 労働者保護** 組合は組合員と労働契約を結び、3人以上の発起人。行政機関による認可不要の「準則主義」
- 設立** 企業組合とNPOは、施行後3年以内なら労働者協同組合に移行できる
- 組織変更**

歴史と背景

19世紀に資本家に対抗する労働者の運動として欧州で始まる
 協同労働を行う労働者協同組合は全世界に約6万5000団体、約400万人が活動（国際組織CICOPA加盟数）
 労働者協同組合に関する法制度
 アメリカ イギリス フランス ドイツ イタリア カナダ 日本
 日本では…
 1980年代以降、協同労働を模索する動きが加速
 主要団体
 ●日本労働者協同組合（ワーカースコープ）連合会 約1万6000人
 ●ワーカース・コレクティブ 約1万人



他の法人だと何が不都合？

企業組合	出資配当がある営利目的の法人	×出資
NPO	スタッフは出資できない	〇〇〇
任意団体	法人格がないため、官公庁とは契約できず	

法制化の歩み

- 2001年3月 坂口力厚生労働相（現在、公明党特別顧問）が国会で協同労働について「重要」と各弁
- 08年2月 超党派の議員連盟設立。坂口氏が会長に
- 10年4月 超党派議員連盟で協同労働法要綱案を了承。しかし労働者保護の問題で国会提出に至らず
- 16年2月 公明党「地域で活躍する場づくりのための新たな法人制度検討小委員会」設置
- 17年3月 自民、公明の与党ワーキングチーム(WT)設置
- 20年2月 与党WTで労働者協同組合法案を了承
- 6月 与野党全会派の賛同で法案を衆議院に提出
- 12月 臨時国会の参院本会議で全会一致で可決・成立。2年以内に施行

●協同労働は、「雇われない働き方」をめざす。しかし、雇用契約がなければ、労働法制の保護のない安価な労働力の温床になりかねず。法案作りは一時暗礁に乗り上げた

●公明党は各政党、関係団体との意見交換、調整を粘り強く重ね、全会一致での成立を主導。今後は国と地方で連携し、現場での活用や認知度向上に取り組む

滋賀県長浜市の「ながはま市民協働センター」の大川千里さんの作成

公明新聞 2021年1月22日

合 同 会 社

- ・所有(出資者)と経営(役員)の一致
- ・営利

労働者協同組合

- ・所有(出資)と経営と労働者の一致
- ・非営利

一般社団法人

- ・所有(※NPOと一緒)と経営の分離
- 2人以上で行う
- 非営利の継続的
- 活動のために与えられる
- 法人格
- NPOに比べて
- 用途的になりやすい

株 式 会 社

- ・所有(出資者)と経営(役員)の分離
- ・営利

NPO法人

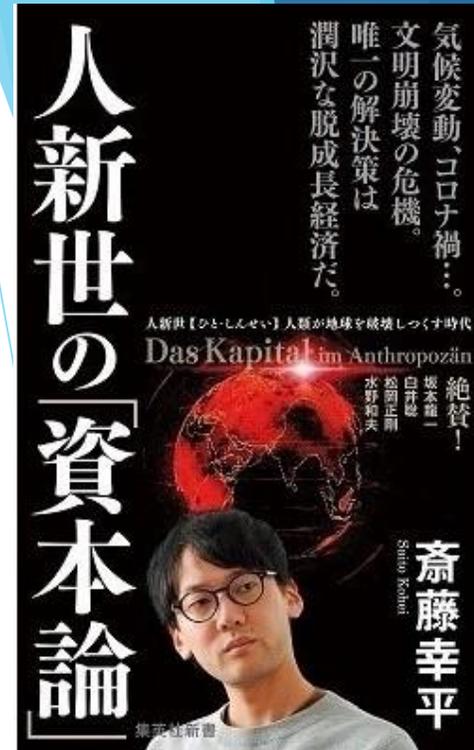
- ・所有(※)と経営(役員)の分離
- (※NPOに出資の概念はないが)
- 議決権は会員が行使できる
- ・非営利かつ公益

営利法人は資本中心の組織
 非営利法人は人を組織の基本にしているニカー

新しくできた労働者協同組合は労働・出資・経営の一致で、地域で多様な民主的な事業がうまれることを期待しているニカー

■ 齋藤幸平さん（大阪市立大学）のワーカーズコープへの期待

「ワーカーズコープは、生産領域そのものをくモン>（社会の富である共有財産）にすることで、経済を民主化する試みにほかならない」（「『人新世』の資本論」）。「ワーカーズコープとして林業に取り組む人たちに取材しましたが、彼らはみんな話し合いながら、短期的な儲けではなく、地域にとって役立つ仕事は何かを考えながら、主体的に仕事に取り組んでいました。別のところで働いていた頃は、振り分けられた仕事をするのが当たり前だと思っていたけれど、自分たちで仕事を仕立てるところから始めるのは大変だが、やりがいがあると
言っていたのが印象的でした」（週プレNews1/9）。



集英社新書
2020年9月

■おわりにーいのちを支える経済・社会へ

コロナ禍という困難事態の中で、全会一致で労協法が成立したことの意味を考えたい。

自然資源の際限のない剥奪と人間労働の疎外（失業、貧困、孤立）により、人々の生存権を脅かしているという現実が露わになっている。もはや、今の経済社会システムを「いのちを支える経済社会」に転換しない限り、気候危機や格差・貧困の問題は解決しないということが、今多くの人々の認識になろうとしている。

また、廃業の問題も浮上し、継業などへの期待も高まっている。

協同労働を地域に届け、市民が持続可能な地域づくりの主体者となる取り組みを進めていきたい。

「協同労働は、地域の需要を踏まえ、自らやりがいを感じられる仕事をつくり、主体的に働ける仕組み。新型コロナウイルスの影響で廃業や雇い止めが相次ぐ中、多様な雇用機会の創出にもつながると期待される。後継者不在の中小企業を従業員が労働者協組を立ち上げて引き継いだり、意欲ある人が訪問介護や保育所運営を担いやすくなることも見込まれている」と期待を語っていただいた（東京新聞11月25日）。

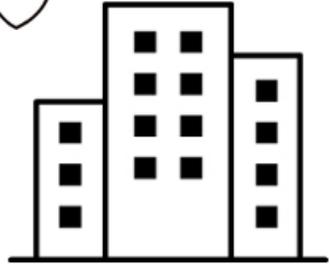
■持続可能な地域をつくる「みんなのおうち」を共に

「みんなのおうち」は、子どもや、障害のある人やひきこもりなど困難にある人に開かれ、地域の困りごとや願い、やってみてほしいことなど様々な思いが集まり、人々が主体的にその実現に向けて取り組んでいく居場所。

最初は、お互い様の助け合い活動から始まり、食やエネルギーや介護・福祉など、自らの意思で「はたらく」ことをめざして事業化していくことになるだろう。

働く者と地域の人々の出資で立ち上げ、その運営にみんなが携わる。法制化時代に「だれもが安心して集え、役割の持てる居場所を地域につくり出し、総合福祉拠点へと発展」させていきたいと思う。

■持続可能な地域をつくる 「みんなのおうち」を



国・自治体・社会福祉協議会

- タブレット等物品購入支援
- 通信費支援
- 補助金などの活用
- 寄付金受付窓口
- 場所の紹介
一空き家・空き店舗・遊休地等

資金支援



コミュニティカフェ

農福連携・障害者就労



子ども食堂



直売所



共同農園

ワーカーズコープ

居場所や活躍の場づくり
(地域連帯ワーカーズ)

SNSを活用した
住民同士の支え合い

みんなのおうち

相談機能



第1層：つながり

第2層：居場所

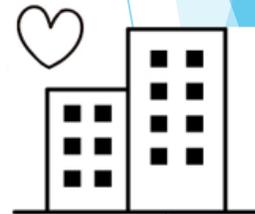
第3層：仕事おこし

<第1層>
SNS等で困りごとを共有・発信
自分に出来ることを出来る時に。

<第2層>
地域連帯で居場所や活躍の場づくり

<第3層>
持続可能な仕事おこし…ともに働く
3人集まれば届け出だけで、ワーカーズコープ

応援団



企業・商店・生協・農協・
信金・ロータリークラブ等

- 就労体験
- 資金支援
- 食材提供
- CSR・ボランティア活動



子どもの居場所
学童保育・
小規模保育



ポルde
ウォーク



スマホ・
パソコン教
室



・地域支援コーディネーター ・生活困窮者相談窓口

- 個別支援
- 多重課題の解消
- 個人と団体・地域をつなぐ



フード
パントリー



生活支援・
暮らしのサポ
ート



団地・自治会・町内会

主体に
地域住民・学生

- 寄付
- ボランティア活動
- 仕事おこし

ワーカーズコープ

- コミュニティ事業の立上げ
- 人材育成
- 運営ノウハウの提供